

委員会の活動状況等紹介一覧

2024.12.20現在

随時参加が可能な委員会を中心に記載してあります。

委員会への参加や問い合わせについては、事務局までご連絡ください。

委員会の委員長におつなぎいたします。

事務局 TEL 048-857-1717 E-mail s-info@saitama1717csw.jp

① 広報委員会

広報委員会は、広報紙、埼玉県社会福祉士会だよりを作る委員会です。年4回の発行に向けて、企画、取材、編集等を行っています。現在は10名ほどの会員で運営しています。広報誌を通して会の運営状況を発信するとともに、会員相互の交流の場になることを目指しています。

委員会は、Zoomを使ったオンライン形式で行っています。毎月月初の日曜日夜8時から1時間程度の会議を行っています。「明日の風」という会員の活動紹介では、各会員の勤務先等へ取材に行きお話を聴かせてもらっています。「随想」、「若きソーシャルワーカー」のコーナーに執筆していただくことも通して、会員の声を届けています。

広報紙作成の実務的な業務の遂行だけでなく、委員同士で近況を語り合うことも有意義であると感じています。お気軽にご参加ください。

② 総合相談事業委員会

総合相談事業委員会は、イベント等の開催時に福祉相談コーナー等を設けて、各般の福祉相談に応じる委員会です。年間の予定では、熊谷のふれあい広場(10月)の参加とWithYouさいたまフェスティバル(さいたま新都心・2月)に参加することにしています。

こうしたイベントにご参加いただける方はぜひ菅原までお声掛けください。

③ 地域ブロック委員会

地域ブロック委員会における地域ブロックの活動は、ばあとなあ埼玉の地域ブロックとは別に、社会福祉士の有志が集まって地元で立ち上げた交流会や勉強会のことを言います。そのため、各地域の活動については、参加条件が異なります。ここでは、「北部地域ブロック交流会」と「朝霞地区相談会」をご紹介します。

・「北部地域ブロック交流会」は社会福祉士であればどなたでも参加できる交流会です(会員以外、北部以外でも参加可能)。奇数月の第2土曜日に開催しています。

・「朝霞地区相談会」は成年後見制度に関する勉強会です。朝霞地域以外の方も参加可能ですが、会員の方のみとなっています。偶数月に開催しています。

詳しくは埼玉県社会福祉士会のホームページでご確認ください。

④ 公開研修委員会

公開研修委員会では県民への社会福祉や福祉活動への啓発を目的とし、福祉に関わる講演会開催や情報提供を行っています。具体的には、年に1回、講師の先生をお招きし、研修を行っています。活動内容としては、2～3ヶ月に1回、主にzoomで顔を合わせ、打ち合わせを行います。その年に行う研修を決め、そのあとに講師の先生との調整や、チラシ作り等を役割分担しながら進めています。公開研修委員会へは、社会福祉士会の会員であれば誰でも参加できます。興味のある方は是非、お気軽にメールをください。ご参加お待ちしております。よろしく申し上げます。



⑤ 独立型社会福祉士事務所委員会

埼玉県社会福祉士会の独立型委員会は全国の中でも歴史が長く、当初のスローガンは「食べていける独立型を」でした。それから年数を経て、今は食べていける独立型の人が増えてきました。それに伴い課題も変遷してきており昨今「経営ノウハウ」「事務所健全運営のため健康管理」等が話題になってきています。また最近の大きな特色として、若い人達も「いづれは独立型を」と希望する方々が増えてきていることが挙げられます。

本委員会は、隔月に例会を開催し、都度のテーマに沿って討議を進めています。コロナ禍にあっては専らZoom会議となっていました。今後どうするかは要検討課題です。

また、年に一度研修会を開催しています。丸1日を使って、講義と実践報告を中心に実施しています。必ず県内で実践している独立型社会福祉士の実践に触れることは大変学びが深いのです。

関心のある方、どうぞ門を叩いてみて下さい。

⑥ 地域包括支援センター委員会

「地域包括支援センター」の職員に寄り添う委員会として始まっていますが、地域包括支援センターに勤務している方以外でも、高齢者福祉に興味のある方であればどなたでも参加できる委員会です。主な活動としては、「情報交換会」の開催と「福祉関係者のための地域ネットワーク実践力養成研修」(認証研修)の実施です。「情報交換会」は今年度より、奇数月にオンラインで開催しております(委員会に入っていない方も参加出来ます)。横のつながりが作りづらくなっている今日ですので、情報交換会を通していろいろな方と交流し、日頃のモヤモヤを解消してみるのはいかがでしょうか。参加しやすい委員会ですので、お気軽にご参加下さい。

⑦ 生活困窮者支援委員会

(現況と活動)

次代を担う若者の貧困をはじめ、全世代にわたって貧困が拡大しています。また、8050問題に代表される引きこもり等の新たな課題が社会問題化しています。これらの時代を背景とした貧困・生活困窮者の生活課題、社会的課題の理解を深めるとともに支援者としての視点、支援のあり方などについて学習します。隔月に学習会を開催

(参加要件と方法)

特に定めておりません。テーマに関心のある方の参加を歓迎します。参加希望の方は竹嶋または多ヶ谷までご連絡ください。今後、ホームページの開催案内を掲載するように検討していきます。

⑧ 障害者自立支援委員会

(活動内容)

障害者自立支援委員会では「身体」「知的」「精神」それぞれの障害に着目し、2024年度は精神障害について研究しています。

活動日は基本的に奇数月の第一日曜日10時から12時頃まで、Zoomを使用して行っております。

会場参加型での開催は今のところ未定です。

(参加要件)

埼玉県社会福祉士会会員のかたで障害分野に関心のあるかたが対象です。

委員会開催のお知らせは士会HPに掲載しておりますので、興味のある回だけのご参加も可能です。また、委員の方にはメーリングリストを活用し、情報の配信やお互いのコミュニケーションを可能にしております。ぜひご活用ください。

(参加方法)

初参加の方は事務局までお知らせください。あらためてZoomミーティングのお知らせをメール致します。

⑨ 多文化共生ソーシャルワーク委員会

① 委員会の目的(設立の趣旨等)

様々な背景をもった方たちとともに社会を構成するために社会福祉士の役割を考える。

② 委員会の魅力

社会福祉士だけでなく会員からの構成となっていることにより入ってくる情報がソーシャルワーク分野だけではないこと。定例会は情報交換の場だが、外に出向き訪問するなど体験的な活動ができること。

③ 定例会や活動日

毎月第三木曜日 19:30～(現在はZoomです)集合定例会の場合は時間が変わります。

奇数月は社会福祉士のみ、偶数月は社会福祉士以外の方も参加します。

ご興味のある方は、事務局にお問い合わせください。折り返しメールでご連絡いたします。

⑩ 子ども家庭支援委員会

子ども家庭支援委員会です。児童福祉、子育て支援など、子どもに関係することに興味のある会員の方々の集まりです。対面とWEBでのハイブリット形式で開催しています。会の内容は会員の持ち込みでの事例をインシデント式という、少ない事例報告から、参加者の一人一人の質問を順番にしていき、事例を深めてから、グループワークをするという流れです。報告者、参加者、お互い尊重し合うことや、質問も「パスあり」などの簡単なルールを決めることにより、対話の中から会員のエンパワメントを引き出していくというグループスーパービジョン的な方法です。「ソーシャルワーカーは様々な事例を検討、研究を繰り返すことにより実践力が高められる」をコンセプトとしています。また、通例の会以外に、年に2回ほどの公開研修（今年度は社会的養護、未成年後見等）とスクールソーシャルワーカーの「茶話会」（対面）を年3回、企画しております。基本、偶数月 第3週日曜日 14時から開催しております。

⑪ 災害時ソーシャルワーク委員会

当委員会は東日本大震災で被災し埼玉県に避難してきた方の避難者支援が発端で始まった委員会です。震災直後、双葉町の方々がさいたま市のスーパーアリーナに避難してきた際、埼玉県社会福祉士会で支援を行いました。

【現在の活動内容】

- ①現在も双葉町の方々の支援をボランティアで継続しております。（居住、介護、福祉、成年後見などの課題などさまざまです）
- ②東日本大震災後の支援の経験から県社会福祉士会では埼玉県内で災害が発生し支援が必要となった時の初動からのガイドラインなどを作成し、災害発生時に迅速に支援できるようボランティア会員等の研修や情報交換を行っています。
- ③埼玉県防災課、埼玉県社協等、埼玉県内で災害支援を行っている団体などとの協議や連携を図っています。
- ④杉戸町で行っている防災訓練に参加したり、委員会メンバーで自分たちの防災グッズを持ち寄ったり、各地域の防災関連の情報を共有したり知識を得たりしています。SNS等を活用して、各地域での水害や被害状況の確認など行っています。
- ⑤最近では、福島県からの委託事業でNPO埼玉広域避難者支援センターから協定依頼があり、月1回ケース会議に参加しソーシャルワークの協力を行うことになりました。

⑫ 高齢者・障害者虐待対応専門職チーム委員会

<活動内容>

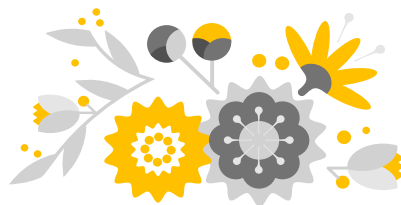
- ①契約市町村からの依頼に応じて、高齢者・障害者虐待対応専門職チームを派遣（虐待対応会議での助言等）
※高齢者・障害者虐待対応専門職チームは、埼玉県社会福祉士会と埼玉弁護士会が共同で活動しています。
- ②高齢者虐待対応現任者標準研修の企画・開催
- ③関係機関で行われる高齢者・障害者虐待研修への講師派遣
- ④チームメンバーのスキルアップ研修（埼玉弁護士会との合同研修等）
- ⑤年2回の全体会議（上半期：9月、下半期3月）

<参加要件>

- ・高齢者及び障害者虐待に関心のある方
※上記の①～③へ参加を希望される方は、「高齢者虐待対応現任者標準研修」を受講の必要があります。

<委員会への参加方法>

- ・事務局を通じてご連絡ください。担当者より折り返しご連絡いたします。



⑬ 住宅ソーシャルワーカー事業委員会

埼玉県などの県内の自治体からの委託を受けて、生活保護受給者（申請者を含む）等に対し、アパートなどへの転居を支援し、転居後に安定した地域生活が送れるよう相談支援を行っています。

【活動内容】

○転居支援・・・転居に必要な身分証明、携帯電話などの取得の支援・物件探し・内見の同行、生活用品購入支援、引っ越し支援 など

○転居後の地域定着支援・・・転居後の諸手続き、地域福祉サービス利用支援（地域とのネットワークづくり）、受診、金銭管理の見守り・支援、地域活動支援等

☆事業に従事するのは、すべて埼玉県社会福祉士会の社会福祉士です。業務ではすべての場面がソーシャルワークそのものであり、日常的に事例検討や情報交換をしながら取り組んでいます。

住宅ソーシャルワーカーの求人は会のホームページに掲載されます。

⑭ 居住支援法人委員会

○住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親家庭、生活困窮者、外国人、被災者他）の住宅確保の困難性を理解し、課題に共に向き合い、安心して暮らせる住まいの確保及びその後の安定した地域生活の確立に向けた支援を実施する。

○上記を実現していく土台形成を図るため居住福祉の視点から議論し、会員を始め行政、社会に協働・共感の輪を広げていく。

○令和6年度では朝霞市・狭山市と協働し、入居相談会・入居支援を定例的に実施、埼玉県住宅課・さいたま市住宅政策課とは各々の管内での居住支援基盤構築に向けた共同作業を行っている。

○委員会の中に実践を行う「業務従事者会議」を設け、具体的な支援を担当する。（受託事業として報酬を伴う。）委員会のメンバーから任意の参加・登録とする。

○毎月第一木曜日の19時～20時半をZoomによる定例会議とし、委員会会議・業務従事者会議を隔月毎に開催する。

⑮ ホームレス自立支援委員会

（活動内容）

ホームレス巡回相談事業

- ・国土交通省の合同巡視（6月・1月各4日程度）への同行
面談とニーズの確認
- ・その他の地域での相談活動
- ・個別支援…訪問活動の中での個別支援
（住民票の設定支援や年金受給支援・住まい確保の相談等）
- ・ネカフェ生活相談事業（SNS相談）
※様々な機関等と連携した支援活動の展開を模索中。
- ・年6回の定例会議に参加（奇数月第2土曜日 13：30～15：30）

（参加方法）

委員会メンバーは登録制です（支援用の保険加入あり）

活動報酬はありません。交通費のみ支給

オリエンテーション受講後に登録が可能（支援活動には登録必須）

訪問活動は必ず複数で行います。

⑯ 社会的養護自立支援事業委員会

○希望の家事業（埼玉県から受託）

（事業内容）

児童養護施設等を退所、又は里親等を委託解除され、大学、専門学校等に進学する者を対象に、低額で借りられる住居を提供して修学の継続と自立のための生活相談を行う。

（活動場所と利用定員）

県内4か所にて実施、利用定員20人。

（活動内容）

支援員はマンツーマンの支援体制で、月1回の面談、見守りや電話等での相談にあたり、活動場所ごとのチーム支援体制をとっている。支援員会議と研修会を開催